



イマジン  
ロータリー

高岡 北  
ロータリークラブ  
TAKAOKA-NORTH  
ROTARY CLUB



例会日・毎週月曜日 12:30～13:30	創立・1980年5月19日	会長 五十嵐 豊
例会場・ホテルニューオータニ高岡	認証・1980年6月12日	幹事 海下 巧
	国内創立順位・1489	公共イメージ委員長 山辺 知代

## 第1888回 例会 4月 17日(月)



### ◇点 鐘

### ◇国歌斉唱

### ◇ソング “四つのテスト”

### ◇会長挨拶並びに報告

皆さんこんにちは。暖かい日もありますが、寒い日もあります。気温差がありますので体調にはくれぐれもお気を付けください。黄砂が飛んでおりますので、外出するときはマスクを着用してください。黄砂の直径は花粉の1/10で、簡単に呼吸器官に入りますので、アレルギーの症状を持っておられる方は、黄砂を吸い込むと症状が増強すると言われておりますし、黄砂だけでもアレルギー反応を起こされる方がいますので、充分気をつけてください。

今月末から5月のゴールデンウィークとなりますが、今のところコロナは増えておりませんが、ゴールデンウィーク明けは多分また増えると思いますので、都会からくる方と接触されるときは注意して接触してください。

### ◇幹事報告

- 4月23日(日)に、白山ロータリークラブをホストクラブとして「地区研修・協議会」が開催されます。ご参加の方はよろしくお願ひいたします。
- 次回、4月24日(月)例会は、「地区研修・協議会」報告です。ご確認ください。
- 配布：①2023-24年度理事役員及び委員会構成
- 回覧：①ガバナー月信NO.10(テーブル毎)  
②会報NO.30、31、32(テーブル毎)  
③米山梅吉記念館館報 2023年春号

### ◇出席報告 出席者 22名 メイクアップ済 0名

名誉会員	会員数	本日の出席率	4/3例会 修正出席率
1名	34名	78.57 %	80.0 %

### ◇ニコニコBOX 報告

五十嵐会長：会員卓話、片岡長司会員、宜しくお願ひ致します。

村牧啓功君：結婚記念日祝いをいただいたお礼

野尻信晴君：先日、同級生14名と四重奏を見に行きました。梅は散っていて三重奏でした。

誕生日祝いをいただきありがとうございます。

島 幸美君：5ロータリーゴルフコンペで、西ロータリー会長賞をいただきました。

A5の氷見牛10人分、口の中でとろける様なおいしさでした。

日頃のおこないが良かったので、プレゼントだったと思います。

【今年度ニコBOX累計額 522,000円】



### ◇委員会報告

\*吉谷会員より「ロータリーの友」4月号の紹介

### ◇在籍表彰

中村 勝治 君(34年) 唐澤 英夫 君(33年)  
早川 勇 君(33年) 上田 正宙 君(11年)  
海下 巧 君(5年)

### ◇結婚記念日祝い

五十嵐 豊 君(11日、41年)  
八塚 昌俊 君(13日、37年)  
村牧 啓功 君(13日、37年)  
島 幸美 君(29日、39年)

### ◇誕生日祝い

海下 巧 君(4日)  
新原 俊夫 君(15日)  
野尻 信晴 君(16日)



## ◇本日のプログラム（担当：友好クラブ委員会）

会員卓話「セクハラ防止について」

片岡 長司 会員

### ○事業主に求められるセクハラ防止措置

男女雇用機会均等法11条で、事業主にはセクハラ防止措置を講じることが義務づけられている。

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（厚生労働省）

- ・周知・啓発 就業規則等の文書での規定
- ・相談窓口を設けること
- ・相談したこと等を理由として不利益な取り扱いをしないこと
- ・迅速・適切な対応

他の事業者から協力を求められた場合の協力

→セクハラ防止体制の整備が未了であれば、

…顧問弁護士に相談して下さい。

### ○弁護士に相談するメリット

近時は権利意識が高まっており、10年前なら裁判にならない案件でも訴訟提起されるケースが増えている。

訴訟の現場を知っている者に相談すれば、適切な予防策を知ることができる（かも知れない）。

### ○では、職場におけるセクハラとは？

職場における・意に反する・性的な言動

※相手の性自認・性的指向は問わない。

※誰かの性自認や性的指向を開示することも該当する。

### ○「職場における」

労働者が業務を遂行する場所

業務を遂行しているのであれば、移動中の車内でも、取引先でも、接待の場所でも該当

ポイントは、業務との関連性。例えば、会社の忘年会でのセクハラで問題となる。

※「従業員の懇親会の二次会で、男性従業員が部下の女性従業員に仕事の話を絡ませ『この会社でやっていかれへんで』などと言いつつ、抱きついたり、キスをした」→懇親会が業務の遂行と認定され、会社の使用者責任が認定された。

### ○性的な言動

- ・性的な事実関係を尋ねる
  - ・性的な冗談
  - ・デート等への執拗な誘い
  - ・必要なく身体に触る
  - ・性的関係を強要する
  - ・わいせつな図画を配布、掲示

線引きは極めて難しいが、受け取る側の主観が重視される傾向にある。おそらく、時代背景も影響してくる。徐々に厳しくなっているように思われる。

### ○対価型と環境型

・対価型・・・性的言動に対する相手の対応により、労働条件について不利益を受ける

→部下に肉体関係を求め断った場合に降格させる

・環境型・・・性的言動により就業環境が害される

→職場にわいせつなポスターを貼る PCで業務中にアダルトビデオを鑑賞する

→取引先に、当該労働者の性的指向を流布する

### ○「意に反して」

明示的な拒絶、抵抗がなくても良い

その場では何も言わなくても、後日セクハラがあったと言われるケースが多い。

愛想笑いして聞いていたからといって、意に反する言動ではなかった、とは言えない。

### ○裁判の現場では

録音・録画機材の発達、SNSの普及から、証拠が残っているケースが増えた印象を持っている。

セクハラが発生を認知した後、どのように事業主が介入するかは非常に難しい問題。

初動でもみ消そうとして炎上するパターンに注意。

### ○参考事例

昨年5月、某ロータリークラブの会員4名が宴会で女性コンパニオンに対して強制わいせつに及んだとして逮捕されたとの報道があった。

宴会でわいせつ行為に及んだところ、被害者らは警察に被害届けを提出→逮捕。



#### 【 お知らせ 】

友好クラブである三浦ロータリークラブは、今年度「創立60周年」を迎えられます。

5年前に再締結された当クラブとの友好クラブ締結期限が2023年6月末までとなっておりますので、再締結に向けて準備していく予定です。